

建 第 214 号
令和3年6月30日

建築関係団体の長 殿

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課長



「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に係る
建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率等の数値の変更について（通知）

このたび、本県においては、川西町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更します。今回変更する数値は、令和3年7月6日付けの県公報で告示を行い、同日付けで施行いたします。

つきましては、別添の内容について、会報誌等への掲載及び貴職における掲示等による貴会の会員等への周知をよろしくお願いします。

問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局
建築安全推進課建築審査係

TEL 0742(27)7561

FAX 0742(27)7790



令和3年7月6日から川西町の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、川西町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、令和3年7月6日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び中和土木事務所建築課並びに川西町総合政策課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県県土マネジメント部

地域デザイン推進局建築安全推進課

(電話 0742-27-7561)

奈良県中和土木事務所建築課

(電話 0744-48-3079)

川西町総合政策課

(電話 0745-44-2213)

ご 注 意

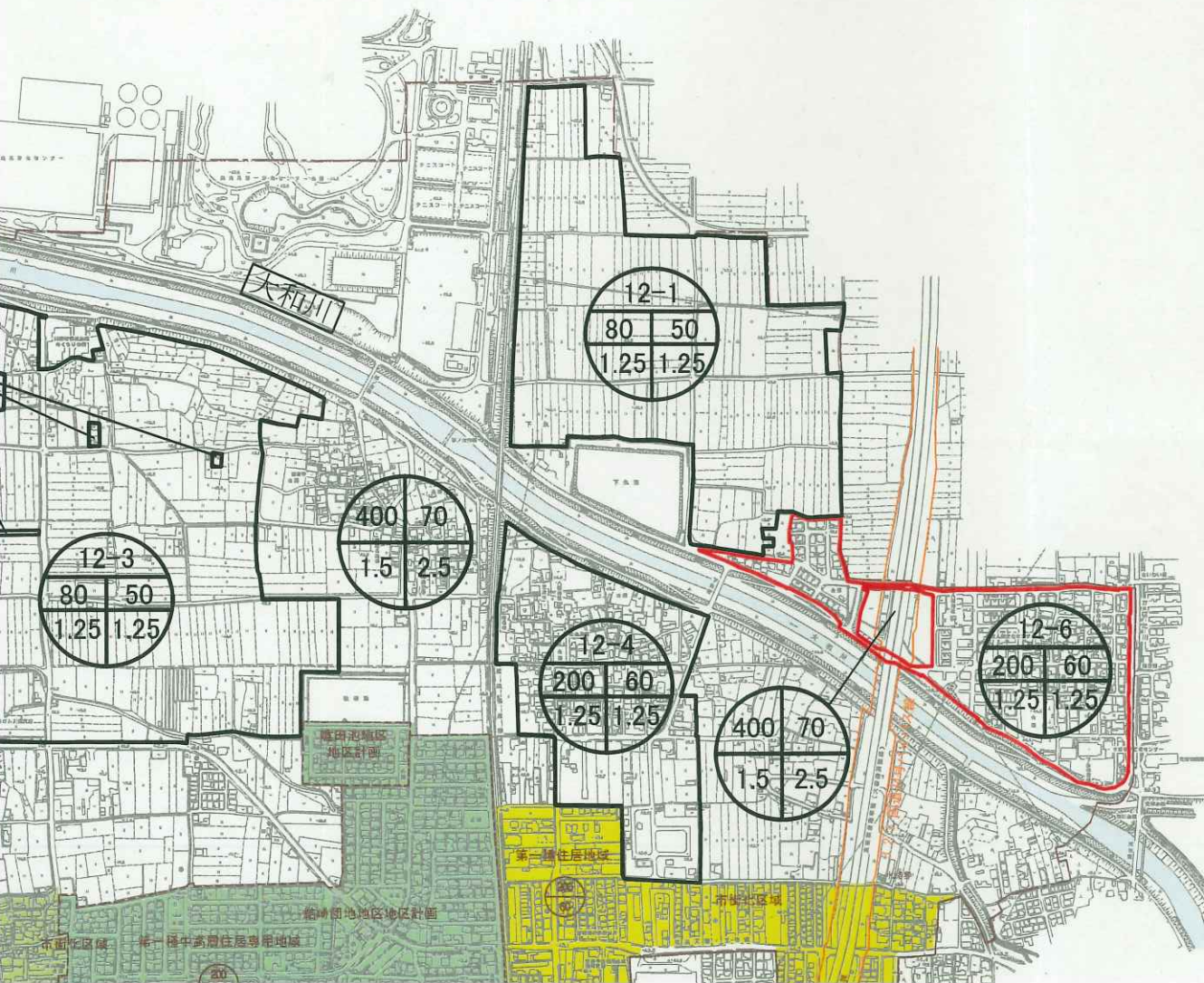
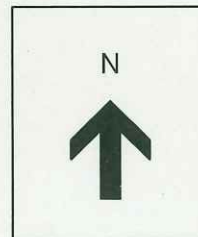
令和3年7月6日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和3年7月6日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。

川西町 総括図

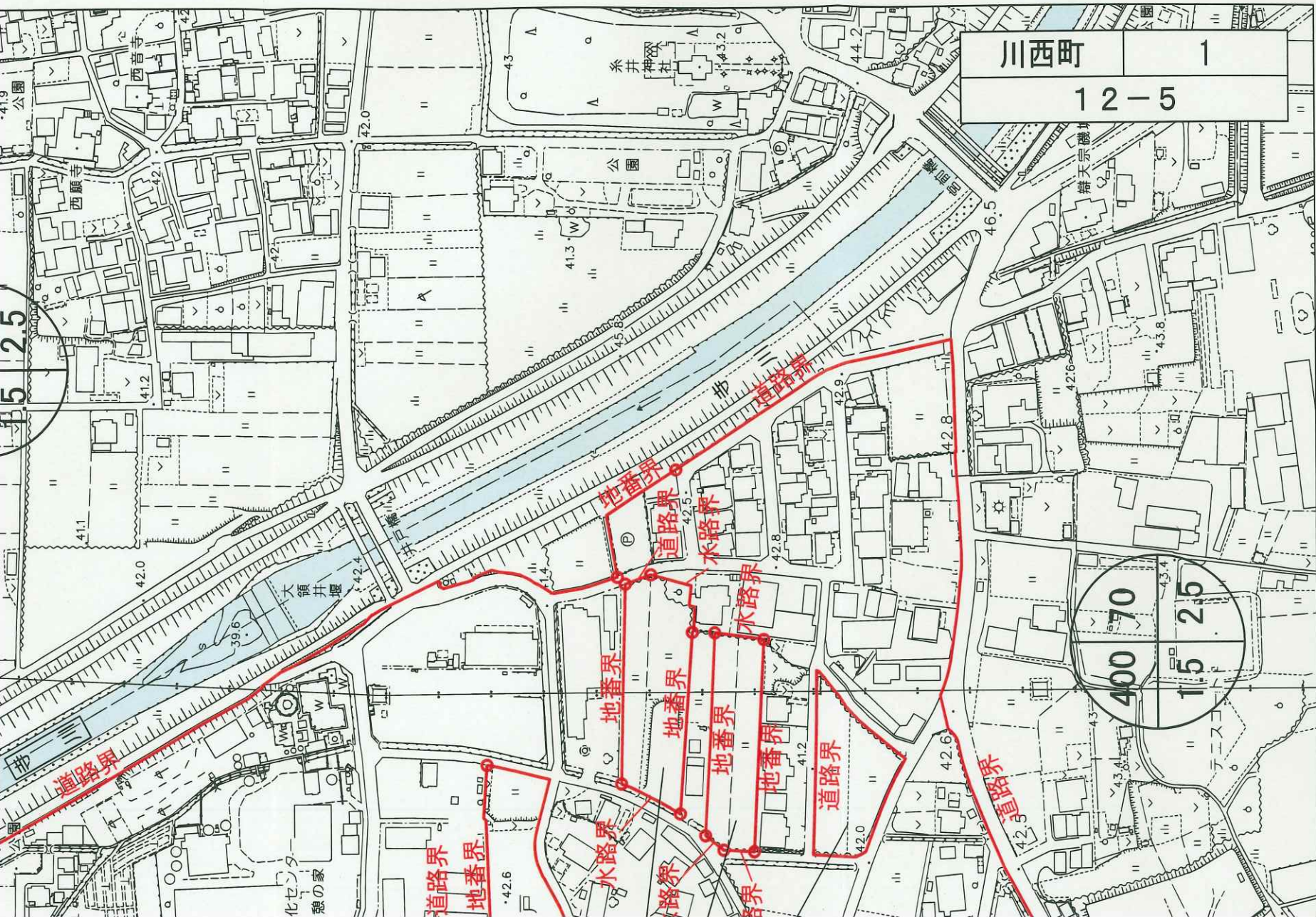
S=1:10000

凡例

	市	第一種中高層住居専用地域
	街	第二種中高層住居専用地域
	化	第一種住居地域
	区	第二種住居地域
	域	工業地域
		工業専用地域
		個別基準値採用地区(新規)
		個別基準値採用地区
		登陸率 越えい率 壁面後退距離 (m)
		行政界
		都市計画道路



15 25



川西町	1
12-5	

400 70
15 25

詳細図

S=1:2500

12-6 : 下永地区

川西町

2

12-6

凡 例

個別基準値採用地区境界(新規)



個別基準値採用地区境界



N

